

居宅介護等 重要事項説明書

この居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護等」といいます。）重要事項説明書は、事業所の運営規定の概要や勤務体制、その他重要事項を記したものです。利用者様またはご家族に対してこの書面を交付し、ご説明することは事業者の義務として法令上規定されています。

1【事業の目的】

ホーブウェル株式会社（以下「事業者」といいます。）が開設する「居宅介護等事業所」（以下「事業所」といいます。）が行う居宅介護等事業の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護員およびその他の従事者（以下「居宅介護員等」といいます。）が、要介護状態にある利用者様に対し、適正な居宅介護等を提供することを事業の目的とします。

2【運営の方針】

- ① 事業所は、利用者様の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行い、生活の質の向上を目指した在宅生活が継続できるよう支援します。
- ② 事業者は、自立支援の理念に基づき、利用者様が自立して生活していくために、ご本人の能力に応じ、ご本人にできることは可能な限りしていただくことで、心身機能の維持向上を図るという介護本来の理念を実践します。
- ③ 事業所は、居宅介護等の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、寒けする市区町村および地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3【ホーブウェル株式会社の概要】

法人名	ホーブウェル株式会社	代表者	代表取締役 高舘 麻貴
法人所在地	東京都江東区亀戸6-30-4-1107	電話番号	03-5875-2188（代表）
事業内容	（主な事業内容は下記のとおりです。）訪問介護、居宅介護支援、障害者(児)の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、障害者特定相談支援等。		

4【サービスを提供する事業所の概要】この項目に記載されている内容は、説明日時点の当該事業所の概要となります。

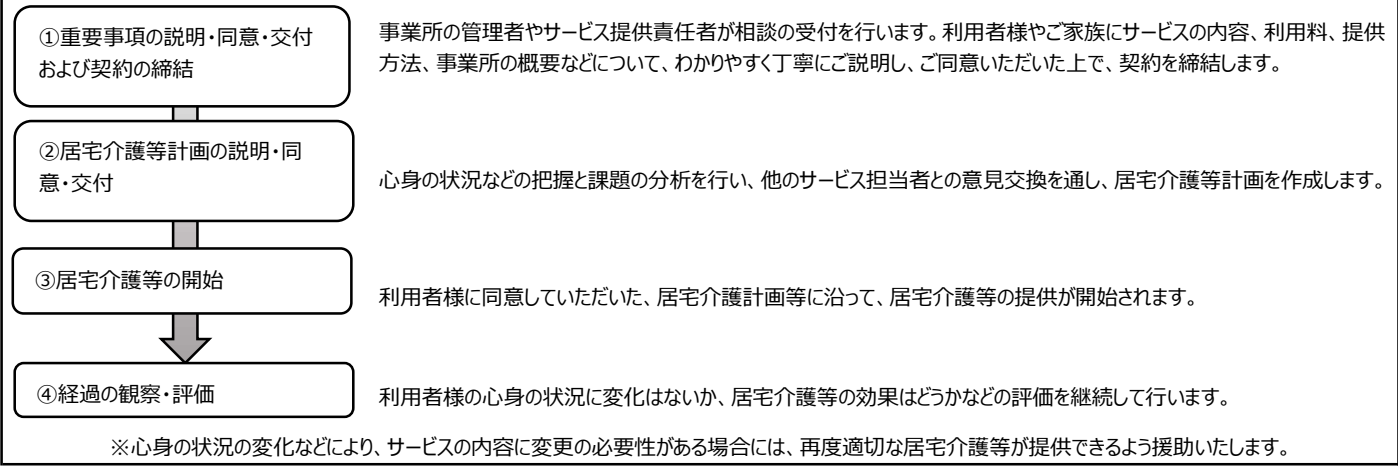
事業所名	カレッジケア	職 員 体 制（人）					
所 在 地	東京都江東区北砂5-20-13-101	職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	計
電話番号	03-5875-2188	管理者	0	1	0	0	1
FAX番号	03-5875-3920	サービス提供責任者	0	7	1	1	9
指定事業所番号	1310801657						
通常の事業の実施地域	江東区・江戸川区・墨田区	訪問介護員					
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社	（介護福祉士）	0	9	0	4	13
サービス提供	<営業日> 365日 <営業時間> 9:00～18:00	（1級・実務者他）	0	1	0	3	4
サービス受付	<受付日> 平日 <受付時間> 9:00～18:00	（2級・初任者研修）	0	0	0	10	10

職種	職 務 内 容
管理者	① 事業所の居宅介護員等の管理、居宅介護等の利用の申込にかかわる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ② 事業所の居宅介護員等に対し、法令などにおいて規定されている居宅介護等の実施に関する規定を遵守させるため、必要な指揮命令および相談、指導を行います。
サービス提供責任者	① 利用者様の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ② 居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」といいます。）を作成し、ご説明させていただきます。ご同意を得た居宅介護等を交付させていただきます。 ③ 居宅介護員に対し具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者様の状況について情報を伝達します。
居宅介護員	① 居宅介護計画等に基づき、居宅介護等の提供にあたります。

5【居宅介護等の内容】

種類	居宅介護等の内容
居宅介護	居宅介護とは、利用者様が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者様の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、入浴、排泄および食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行うことをいいます。
重度訪問介護	重度訪問介護とは、重度の肢体不自由であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者様の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、入浴、排泄および食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行うことをいいます。

6【居宅介護等の手順】



7【守秘義務・個人情報の保護】

- ① 事業所は、居宅介護等を実施する上で知り得た、利用者様またはご家族などに関する事項については、利用者様または第三者の生命、身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、第三者に提供しません。
- ② 事業所は、その業務にかかわる居宅介護員に対して、その業務に従事する際には、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者様またはご家族などの情報を第三者に提供してはならない旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- ③ 事業所は、従事者であった者に業務上知り得た利用者様またはご家族などの秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- ④ 事業所は、他のサービス事業者との連絡調整において、個人情報を関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめ利用者様およびご家族に対して、情報提供の目的と情報を提供する関係者に関する事項を説明し、書面にて同意を得ます。

8【損害賠償責任】

事業所は、利用者様に対する訪問介護の提供により、万一、事故が発生し、利用者様に損害が発生した場合には、すみやかに利用者様のご家族、市区町村などに連絡を取り、必要な措置を講じるとともに、当事業所の責に帰すべき事由によるときは損害を賠償します。

9【教育・研修体制】

事業所は、居宅介護員に対し、その知識および技能の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会を設けています。

10【虐待防止のための措置】

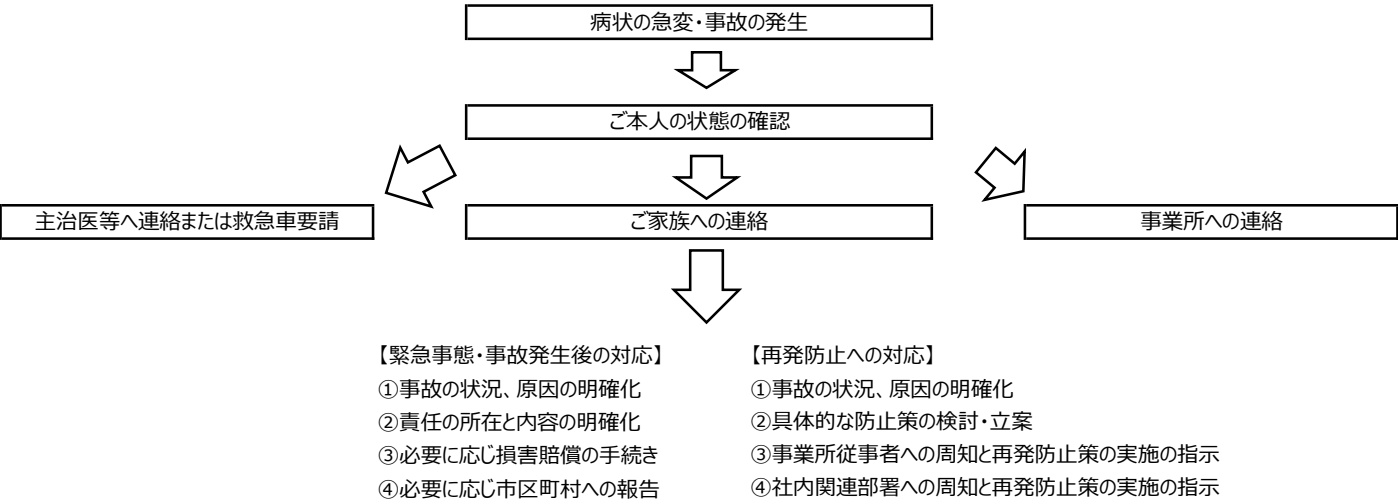
- ① 事業所は、利用者様の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。
 - （１）虐待を防止するための訪問介護員等に対する研修の実施
 - （２）利用者様およびそのご家族からの苦情処理体制の整備
 - （３）成年後見制度の利用支援
 - （４）虐待防止に関する責任者として管理者を選定
 - （５）その他虐待防止に必要な措置
- ② 事業所は、利用者様の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに防止策を講じ、市区町村へ報告するものとします。

11【ご協力いただきたい事項】

- 利用者様およびご家族は、次の事項についてご理解いただき、当事業所が行う居宅介護等の提供にご協力をお願いいたします。
- ① 利用者様の疾患および心身の状態などの事項は、居宅介護計画を作成する上で重要な情報です。詳細にお知らせいただき、居宅介護員等が行う状況把握にご協力をお願いいたします。
 - ② 利用者様の急激な体調の変化などの事項は、居宅介護等を行う上で重要な情報です。すみやかにかつ詳細にお知らせくださいますよう、お願いいたします。
 - ③ 居宅介護員は、買い物、薬の受け取り以外の金銭の取り扱い（預金通帳を預かる等）はいたしかねます。
 - ④ 利用者様のご自宅の鍵をお預かりする場合には、鍵預かり証を取り交わします。
 - ⑤ 物品等の破損が自然または老朽化により発生した場合には、その損害に関する賠償責任は負いかねます。
 - ⑥ 居宅介護員は、法律により医療関連行為（褥瘡（床ずれ）の処置、マッサージ等）は禁止されております。
 - ⑦ 居宅介護員個人の住所や電話番号はお知らせできませんので、あらかじめご了承をお願いいたします。
 - ⑧ 居宅介護員への業務中の茶菓、謝礼等は固くお断りさせていただいております。ご理解をお願いいたします。
 - ⑨ サービス内容の変更に関しては、事業所の管理者またはサービス提供責任者にご相談をお願いいたします。
 - ⑩ 地震・噴火・台風等の天災その他自己の責によらない事由によりサービスの実施ができなくなる場合があります。

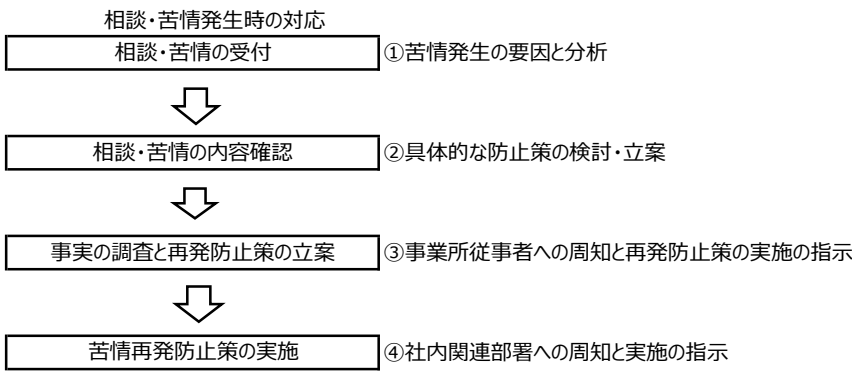
12【緊急時・事故発生時の対応】

事業所は、居宅介護等の実施により、病状の急変および事故が発生した場合には、すみやかに利用者様のご家族および主治医などに連絡を取ると共に必要な措置を講じます。



13【相談・苦情の対応】

事業者受付	相談・苦情・窓口	電話 受付時間 担当者	03-5875-2188 平日9:00-18:00 カレッジケア 吉井 健人
外部苦情申立機関	ご利用者様がお住まいの各市町村外部苦情窓口	担当窓口 電話	江東区 障害者施策課指導検査係 03-3647-9350
	東京都社会福祉協議会	担当窓口 電話	福祉サービス運営適正化委員会 03-5283-7020



14【ご利用料金およびお支払方法等】

居宅介護等の利用にかかわる、ご利用料金は国の定める「障害福祉サービス費等の報酬算定」に基づき算出した額となります。

◇主な利用料金・加算項目について

「利用者負担上限管理加算」とは、利用者様が「利用者負担上限額到達見込管理対象者」として市区町村から認定され、かつ、当事業所以外の他のサービス事業所と契約を締結し、利用者様が当事業所に利用者負担上限額の管理を依頼した場合に加算することができます。なお、利用者負担上限管理加算は、全額介護給付費等から支給されますので、利用者様の自己負担はございません。

「初回加算」とは、新規に居宅介護計画書を作成した利用者様に対して、初回に実施した居宅介護サービスと同月内に、サービス提供責任者が自ら居宅介護を行った場合、または他の居宅介護員が居宅介護等を行った場合にサービス提供責任者が同行訪問した場合に加算することができます。

「緊急時対応加算」とは、利用者様やそのご家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更等を行い、居宅介護員が居宅介護計画にない居宅介護を緊急に行った場合に加算することができます。

「特別地域加算」とは、厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者様にサービスを提供した場合に加算することができます。

「喀痰吸引等支援体制加算」とは、特定事業所加算(1)を算定していない事業所において、居宅介護員がたんの吸引等を実施した場合に加算することができます。

「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ」とは、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事等に届けた事業所が、利用者様に対し、居宅介護等を行った場合に加算することができます。

◇実費について

(1回につき)

実費項目	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき20円（消費税込）
	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（公共交通機関使用）	実費
	買い物や薬の受け取りのサービスを行った場合（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき20円（消費税込）
	買い物や薬の受け取りのサービスを行った場合（公共交通機関使用）	実費
	実施記録の複写物交付	A4、A3 1枚につき10円（消費税込）

◇その他の留意事項

居宅介護等を提供する際に使用する、水道光熱費、ティッシュペーパー、タオル等の日常生活費は、利用者様のご負担となります。

事業者は、市区町村から支給される利用者様の介護給付費を利用者に代わって利用料金から利用者負担額を差し引いた金額が介護給付費として市区町村から支給されます。介護給付費等は事業者が利用者様に代わって市区町村から受領（代理受領）するものとします。市区町村から代理受領した介護給付費等の額については、利用者様に通知します。

利用者様の出身世帯が他の市区町村に転出する場合には、利用者負担額が変わることがありますので、あらかじめ当事業所までご連絡をお願いします。

◇支払い方法および重要事項

利用料金	厚生労働大臣の定める公定料金のとおりとします。提供した居宅介護等にかかわる利用者負担額をお支払いいただきます。
利用料金の支払い方法	銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払いいただきます（引落手数料無料）。 ※ご指定の金融機関の口座から事業者が指定する日（同日が土日祝日の場合、翌営業日）に引落します。 ※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により1～3ヶ月間引落できない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただきます。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際にはすみやかに事業所までご連絡ください。サービス利用日の前日正午を過ぎてキャンセルされる場合は、予定されていたサービスの介護報酬額の自己負担額（消費税別）がキャンセル料としてかかりますのでご注意ください。 ※緊急な入院等ややむを得ない事由の場合は、キャンセル料はいただきません。

◇第三者評価実施の有無

第三者評価は実施していません。

説明日 年 月 日

居宅介護等の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者	ホープウェル株式会社
	代表取締役 高舘 麻貴
事業所	カレッジケア
所在地	東京都江東区北砂5-20-13-101
説明者	吉井 健人 [㊞]

私は、本書面に基づいて事業所から居宅介護等についての重要事項の説明および当該重要事項説明書の交付を受け、その内容について同意しました。

利用者	住 所
	氏 名 [㊞]
代理人	住 所
	氏 名 [㊞]
連帯保証人	住 所
	氏 名 [㊞]